



# 第29回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2024年6月18日（火曜日）午前11時

## 開催場所

愛知県春日井市松新町一丁目5番地  
ホテルプラザ勝川 2階 「さくら」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

## 議案

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬の件

## 目次

ごあいさつ	1
第29回定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	6
連結計算書類	25
計算書類	36
監査報告	45
株主総会参考書類	50

- 事前にインターネットまたは書面により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。（詳細につきましては、「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。）  
●当日ご出席の株主様には、お手数ですが本招集ご通知とあわせてお送りする「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第29回定時株主総会を開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

さて、2024年3月期は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行し、個人消費やインバウンド需要もあり、回復基調にありました。外食産業におきましては、需要回復の兆しがみられるものの、円安やウクライナ情勢の長期化を起因とした原材料価格の高止まりと、それに伴う物価上昇による消費者マインドの変化等、依然として不透明な状況が続いた1年でありました。

こうした中、当社グループは、銘柄牛の商品提供などお客様にご満足いただける付加価値商品をはじめとした適正な価格政策や「事業ポートフォリオ」の最適化を見据えた業態変更や不採算店舗の撤退による収益力改善の取り組みを行い、構造改革を実施いたしました。

このように、当社グループは、日々成長し、株主の皆様はもちろん、お客様・従業員等のステークホルダーすべてに「美味しさ」と「笑顔」をご提供できるよう精進してまいります。

今後とも株主の皆様の変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。



代表取締役会長  
佐藤 啓介



代表取締役社長  
宮崎 卓也

代表取締役会長 佐藤 啓介

代表取締役社長 宮崎 卓也

証券コード 2753  
(発送日) 2024年6月3日  
(電子提供措置の開始日) 2024年5月27日

株 主 各 位

愛知県春日井市如意申町五丁目12番地の8  
株 式 会 社 あ み や き 亭  
代 表 取 締 役 会 長 佐 藤 啓 介

### 第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第29回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】  
<http://amiyakitei.co.jp/ir/press/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

(下記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「あみやき亭」又は「コード」に当社証券コード「2753」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月17日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月18日(火曜日) 午前11時  
2. 場 所 愛知県春日井市松新町一丁目5番地  
ホテルプラザ勝川 2階 「さくら」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
- 第29期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第29期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬の件

4. 招集にあたっての決定事項

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、「賛成」の意思表示をされたものとして取扱いいたします。
- インターネットと書面(郵送)の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

以 上




- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状をご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ◎株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について2ページに記載しております各ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、本書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年6月18日(火曜日) 午前11時(受付開始:午前10時)</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月17日(月曜日) 午後6時00分入力完了分まで</p>	 <p><b>書面(郵送)で議決権を行使される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月17日(月曜日) 午後6時00分到着分まで</p>
--	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

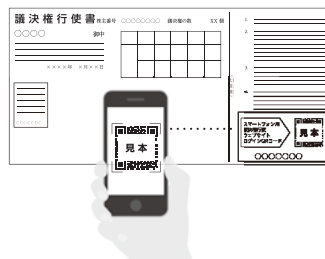
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

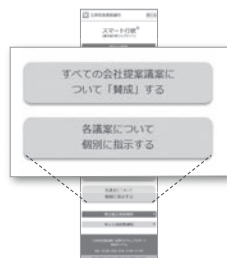
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

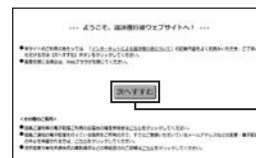
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 事業報告

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行し、個人消費やインバウンド需要もあり、回復基調にあります。

外食産業におきましては、需要回復の兆しがみられるものの、円安やウクライナ情勢の長期化を起因とした原材料価格の高止まりと、それに伴う物価上昇による消費者マインドの変化等、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、「事業ポートフォリオ」の最適化を見据えた不採算店舗の業態変更や店舗撤退による収益力改善の取り組み、並びにコロナ禍において新しい業態の「感動の肉と米」の開発を行うなど構造改革を実施したことにより、当第4四半期以降の成果に確かな手応えを感じております。

また、競合他社との差別化を図るため銘柄牛などの商品化やお客様にご満足いただける付加価値商品をはじめとした適正な価格政策を実施したことに加えて、子会社化した株式会社ニールックの業績が順調に推移いたしました。

なお、当社グループは調達、加工、販売の各部門において、「お客様に喜んでいただき、選んでいただける店づくり」を目指し、今後も構造改革の各種施策を成長拡大に向け着実に実行してまいります。

店舗数につきましては、9店舗（焼肉事業3店舗、レストラン事業6店舗）を新規出店し、7店舗（焼肉事業4店舗、レストラン事業1店舗、その他事業2店舗）を撤退し、10店舗（焼肉事業3店舗、レストラン事業7店舗）を業態変更し、6店舗（焼肉事業2店舗、焼鳥事業3店舗、レストラン事業1店舗）をリニューアルオープンしたほか、株式会社ニールックの新規連結29店舗（焼肉事業14店舗、焼鳥事業11店舗、その他事業4店舗）を加えた結果、当連結会計年度末の店舗数は286店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高33,267百万円（前期比16.6%増）、営業利益2,221百万円（前期比426.4%増）、経常利益2,311百万円（前期比229.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,307百万円（前期比889.9%増）となり、売上高は過去最高となりました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

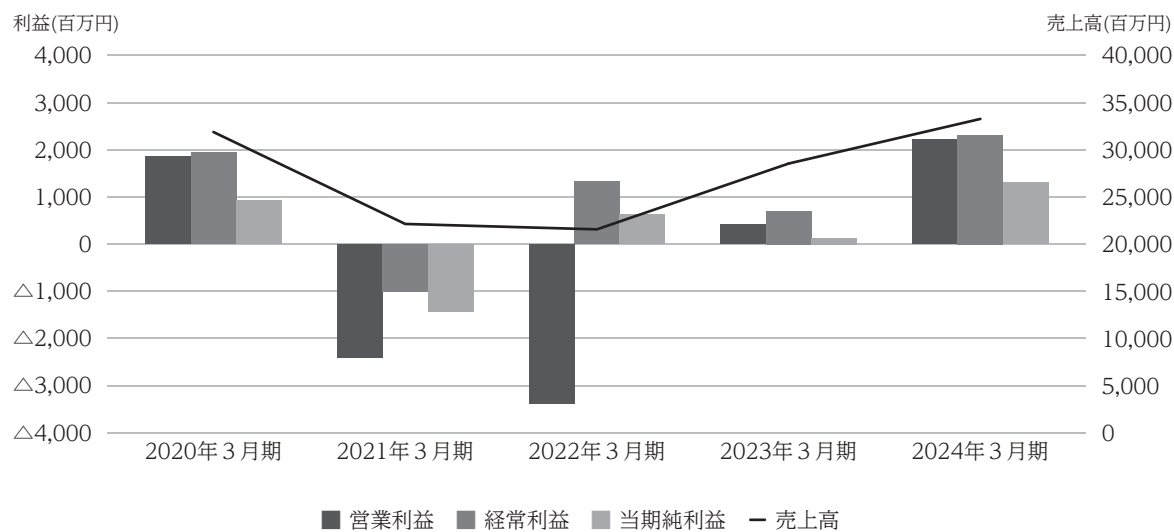
株主総会参考書類

### 事業セグメントの状況

(単位：売上高・前期比増減率→百万円、% 当期末店舗数・前期比増減→店)

事業名	売上高	前期比増減率	当期末店舗数	前期比増減	内訳 (店舗数)
焼肉	22,446	+6.4	173	+6	あみやき亭(90)、あみやき亭Plus(6)、感激どんどん(14)、ほるたん屋(13)、焼肉スエヒロ館(22)、かるび家(1)、ブラックホール(4)、ホルモン青木他(7)、ホルモンセンター他(15)、百名山(1)
焼鳥	3,427	+33.8	53	+11	美濃路(39)、みの路(3)、もつしげ(11)、
レストラン	5,864	+56.8	48	+12	感動の肉と米(32)、スエヒロ館(16)
その他	1,529	+34.1	12	+2	楽市(2)、すしまみれ(2)、ダイニング(1)、しゃぶ亭ふふふ(2)、お肉の工場直売市(1)、とりとん他(4)
合計	33,267	+16.6	286	+31	

### 売上高・営業利益・経常利益・当期純利益の推移



② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、1,374百万円であり、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に取得及び完成した主な設備

	事業名	業態名	店舗名	新設日・改装日
新規出店	レストラン事業	感動の肉と米	本厚木店	2023年5月
			四日市店	2023年6月
			富士吉原店	2023年8月
			北千住店	2023年9月
			関店	2023年10月
			稲沢下津店	2023年12月
焼肉事業	焼肉事業	ホルモン鶴松	北千住店	2023年10月
		ホルモンセンター	田町店	2023年10月
		百名山	名駅西店	2023年12月
業態転換	焼肉事業	あみやき亭Plus	豊橋北山店	2023年6月
			稲沢店	2023年7月
			鵜沼店	2023年11月
	レストラン事業	感動の肉と米	岐阜福光店	2023年4月
			中津川店	2023年6月
			草加店	2023年7月
			流通通店	2023年10月
			柏店	2023年11月
			稲毛山王店	2024年1月
			船橋新高根店	2024年2月
改装	焼肉事業	焼肉スエヒロ館	調布店	2023年7月
		あみやき亭	守山店	2023年7月
	焼鳥事業	みの路	梅森店	2023年5月
			栄店	2023年9月
	レストラン事業	レストランスエヒロ館	名駅店	2024年2月
			小田原店	2023年11月

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 2021年3月期	第 27 期 2022年3月期	第 28 期 2023年3月期	第 29 期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上高 (百万円)	22,137	21,564	28,538	33,267
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,008	1,328	701	2,311
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△1,433	627	132	1,307
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△209.28	91.62	19.29	190.91
総資産 (百万円)	24,666	24,546	24,865	27,236
純資産 (百万円)	19,718	20,140	20,066	20,894
1株当たり純資産額 (円)	2,879.28	2,940.91	2,930.19	3,051.10

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 2021年3月期	第 27 期 2022年3月期	第 28 期 2023年3月期	第 29 期 (当事業年度) 2024年3月期
売上高 (百万円)	15,892	15,333	20,240	22,813
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△412	804	402	1,938
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△653	245	36	1,192
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△95.39	35.90	5.28	174.17
総資産 (百万円)	21,524	21,371	21,464	22,887
純資産 (百万円)	18,376	18,416	18,247	18,960
1株当たり純資産額 (円)	2,683.31	2,689.21	2,664.49	2,768.65

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金又は 出資金	当社の出資 比率	主要な事業の内容
株式会社スエヒロ レストランシステム	30百万円	100%	焼肉レストランの経営 ・・・焼肉「スエヒロ館」、「かるび家」、「ブ ラックホール」「ホルモン青木」  レストランの経営 ・・・「感動の肉と米」、レストラン「スエヒロ 館」  居酒屋の経営 ・・・居酒屋「楽市」  寿司店の経営 ・・・「すしまみれ」  しゃぶしゃぶ店の経営 ・・・「島津」
株式会社杉江商事	3百万円	100%	焼肉レストランの経営 ・・・「ホルモン青木」、「ホルモン鶴松」
株式会社ニールック	20百万円	100%	焼肉レストランの経営 ・・・「ホルモンセンター」、「天龍」、[あ ぶり屋]他  焼鳥レストランの経営 ・・・「もつしげ」  タッカンマリ専門店の経営 ・・・「とりとん」  濃厚鶏白湯ラーメン店の経営 ・・・「鶏ふじ」

(注) 2023年4月28日に株式会社ニールックの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行し、個人消費やインバウンド需要もあり、回復基調にあります。外食産業におきましては、需要回復の兆しがみられるものの、円安やウクライナ情勢の長期化を起因とした原材料価格の高止まりと、それに伴う物価上昇による消費者マインドの変化等、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、「事業ポートフォリオ」の最適化を見据えた不採算店舗の業態変更や店舗撤退による収益力改善の取り組み、並びにコロナ禍において新しい業態の「感動の肉と米」の開発を行うなど構造改革を実施したことにより、当第4四半期以降の成果に確かな手応えを感じております。

こうした環境の下、当社グループでは、「お客様一人一人に喜んでいただく社会貢献」を経営理念に掲げ、「食肉の専門集団」の強みである「目利き」が“厳選した素材”を卓越した「カット技術」を活かして、「お客様に価値観・満足感のある商品」をご提供することをミッションとし、お客様に喜んでいただける店舗づくりを目指して、以下を引続き当社の課題として取組んでまいります。

##### ①企業の社会的責任の追求

商品の安全性は、最重要課題と認識し、当社グループでは、仕入食材の品質管理、加工段階での衛生管理、配送段階での温度管理と鮮度維持等、社内体制を一層強化するとともに、調達先の食品安全管理、店舗における衛生管理の確保等、「食の安全、安心」を追求してまいります。

##### ②新型コロナウイルス感染症対策実施の徹底継続

お客様と従業員の安全を考え、お客様が安心してご来店いただけるような店舗の衛生管理の徹底と従業員の健康管理の徹底を引き続き推進してまいります。

##### ③人材の確保と育成、定着推進

当社グループでは人材が当社の持続的成長を支える重要な基盤であると考え、社員のみならずパート・アルバイトの安定的採用、人材育成と定着化のため、体制整備を目指してまいります。また、社員が働きやすい環境整備のため、労働時間の適正化及び待遇の改善に継続的に取組んでまいります。

##### ④店舗力・商品力の向上

当社グループでは、「ご家庭では味わえない、本物のお肉の美味しさ」を追求し、創業以来「国産牛」にこだわり、既存店での客数増加、売上増加を目指し、より価値のある商品の提供とより心地よい接客サービスの実現に努めております。また、工場での「新カット」技術の展開により、生産性の向上と原価低減を目指します。

##### ⑤新規出店

当社グループは、中長期的な事業拡大のポイントとして、ドミナント展開を意識した新規出店を心掛けております。更地契約のみならず建物賃借など形態にこだわらず、積極的に取組んでおります。

##### ⑥M&Aについて

今後も、事業拡大のひとつの手段として、売上と利益の拡大に寄与し、店舗網の拡大が見込める事業譲受や企業買収の案件につきましては積極的に検討してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容	主な店舗名
焼肉事業	焼肉店の経営	「あみやき亭」、「あみやき亭Plus」、「感激どんどん」、「ほるとん屋」、「焼肉スエヒロ館」、「かるび家」、「ブラックホール」、「ホルモン青木」他の経営
焼鳥事業	焼鳥店の経営	「元祖やきとり家美濃路」、「みの路」、「もつしげ」の経営
レストラン事業	レストランの経営	「感動の肉と米」、「レストランスエヒロ館」の経営
その他の事業	居酒屋・寿司店・しゃぶしゃぶ店・ダイニング・タッカンマリ専門店・濃厚鶏白湯ラーメン店・直売市の経営	「楽市」、「すしまみれ」、「しゃぶ亭ふふふ」、「島津」、「とりとん」、「鶏ふじ」、「お肉の工場直売市」の経営

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

①当社

本 社	愛知県春日井市
工 場	愛知県春日井市
店 舗	直営191店舗

②子会社

株式会社スエヒロレストランシステム	本社：神奈川県大和市 工場：神奈川県大和市 店舗：直営59店舗
株式会社杉江商事	本社：東京都港区 店舗：直営5店舗、フランチャイズ店1店舗
株式会社ニュールック	本社：神奈川県横浜市 店舗：直営19店舗、フランチャイズ・独立店11店舗

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
焼肉事業	311 (1,648) 名	42名減 (94名増)
焼鳥事業	63 (281) 名	27名増 (29名増)
レストラン事業	78 (307) 名	33名増 (34名増)
その他の事業	35 (36) 名	5名増 (3名増)
全社 (共通)	77 (204) 名	5名増 (25名増)
合計	564 (2,476) 名	28名増 (185名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。) であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を ( ) で記載しております。

2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
312 (1,868) 名	114名減 (115名増)	40.5歳	8.7年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を ( ) で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	300百万円
株式会社日本政策金融公庫	172百万円
株式会社商工組合中央金庫	134百万円
株式会社横浜銀行	101百万円
株式会社みずほ銀行	70百万円
株式会社東日本銀行	10百万円
横浜信用金庫	8百万円
株式会社神奈川銀行	3百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,400,000株
- ② 発行済株式の総数 6,848,800株 (自己株式481株を含む)
- ③ 株主数 13,206名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
チャレンジブイコーポレーション株式会社	2,499,000	36.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	441,700	6.45
佐藤 啓介	205,000	2.99
佐藤 きい	105,000	1.53
J P モルガン証券株式会社	87,250	1.27
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	83,400	1.22
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	64,300	0.94
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM G CM CLIENT ACCTS MILM FE	56,758	0.83
STATE STREET BANK AND TRUST CO M P A N Y 5 1 0 5 6 0	42,300	0.62
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS	39,600	0.58

(注) 持株比率は自己株式 (481株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の場合況

#### ① 取締役及び監査役の場合況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の場合況
代表取締役会長	佐藤啓介	株式会社スエヒロレストランシステム代表取締役会長 株式会社杉江商事代表取締役会長 株式会社ニュールック代表取締役会長
代表取締役社長	宮崎卓也	営業本部長
常務取締役	千々和康	管理本部長
取締役	佐藤裕士	関東本部長 株式会社スエヒロレストランシステム取締役社長 株式会社杉江商事取締役社長 株式会社ニュールック取締役社長
取締役	竹内隆盛	内部監査室長
取締役(社外)	秋岡賢治	
取締役(社外)	石森英生	
取締役(社外)	乾美恵子	U. I 総合法律事務所 共同代表
常勤監査役(社外)	安井敏行	
監査役(社外)	大西秀典	
監査役(社外)	尾田政勝	
監査役(社外)	中條尚治郎	中條公認会計士事務所 所長

(注) 1. 監査役安井敏行、大西秀典及び中條尚治郎の各氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役安井敏行氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
- ・監査役大西秀典氏は、長年にわたり企業経営に携わり、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
- ・監査役中條尚治郎氏は、公認会計士・税理士として監査法人での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する知見を有するものであります。

2. 当社は、社外取締役秋岡賢治、石森英生及び乾美恵子の各氏並びに社外監査役安井敏行、大西秀典、尾田政勝及び中條尚治郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 執行役員の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	桂林卓司	仕入部長
執行役員	後藤吉彦	開発部長
執行役員	松井貴志	管理本部副本部長

執行役員のスキルマトリックス

氏名	役職	経験業務・知識等							
		企業経営	当事業に関する知見	営業・マーケティング	経営企画・事業企画	財務会計	人事・人材開発	法務・コンプライアンス	ガバナンス・リスク管理
桂林卓司	執行役員		●						
後藤吉彦	執行役員		●						
松井貴志	執行役員		●		●	●	●	●	●

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については200万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、社外監査役については100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

④ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年6月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、(任意の)指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ.取締役(社外取締役を除く)に対する報酬制度は、以下に掲げる基本方針の下、決定しております。

- ⑦株主との価値共有や株主重視の経営意識を高める制度であること。
- ⑧当社グループの企業価値向上に向け、経営陣の業績責任を明確にできるもの。
- ⑨当社グループの持続的成長に向けたインセンティブとして機能するもの。
- ⑩当社取締役が担う役割と責務を遂行するに相応しい優秀な人材を確保・維持できる報酬水準であること。

ハ.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 固定報酬に関する方針

(a)固定報酬は、基本報酬・職責報酬・役割報酬の3つの要素を基に、月額固定報酬として支給します。

(b)(任意の)指名報酬委員会が「報酬額に関する方針」の答申を取締役会に示し、固定報酬及び変動報酬も含めた総額が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内であることを前提に、担当職務、当該期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決定いたします。

- b. 業績連動報酬に関する方針
- (a)上記の固定報酬に加え、各取締役（社外取締役を除く）の職責に基づき、単年度の業績指標（連結売上高、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益）の目標値に対する達成度合に応じた業績連動報酬を支給します。
  - (b)役位毎に、公表経常利益の目標達成度合（S～Dの6ランク）と公表売上高、公表経常利益、公表当期純利益の達成・未達成の組合せ（8グレード）の事業計画達成度でテーブルを作成し、業績連動係数を決定し、役位別の基準額に業績連動係数を乗じたものを業績連動報酬とします。
  - (c)業績連動報酬における評価指標は、当グループの成長度合を示す「連結売上高」、1事業年度の当社グループの経営成績を示す「連結経常利益」及び当社グループの当期の企業活動の最終的な利益である「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用しております。また、公表計画に対する責任を明確にするため「事業計画達成度」を採用しております。なお、「親会社株主に帰属する当期純利益」がマイナスの場合は、業績連動報酬を支給しません。
  - (d)取締役（社外取締役を除く）に支給する業績連動報酬は、固定報酬（社外取締役を含む）と合算で、年額300百万円（2001年6月28日開催の第6回定時株主総会の決議による報酬限度額）以内とします。
- c. 非金銭報酬等（株主価値向上連動型株式報酬（株式報酬型ストックオプション））制度に関する方針
- (a)当社の取締役（社外取締役を除く）が、当社の業績や株式価値との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献を目指すものです。その達成度合の対価として当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものです。
  - (b)指標は、株式時価総額の増加額とし、増加額に役員ポイントを乗じて、支給株式の数を取締役会で決定します。
  - (c)2015年6月10日開催の第20回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含む）を対象に、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入することが決議されております。株主価値向上連動型株式報酬の総額は、年額100百万円（うち社外取締役分は3百万円、ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲内とします。  
また、株主価値向上連動型株式報酬は、2001年6月28日開催の株主総会の決議による取締役報酬限度額300百万円の枠外となるものです。

二.当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	124 (7)	124 (7)	－ (－)	－ (－)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	137 (20)	137 (20)	－ (－)	－ (－)	12 (7)

- (注) 1.業績連動報酬等に係る業績指標は、連結売上高、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績につきましては、連結売上高は未達成、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は達成でありました。算定方法等につきましては、「⑥ イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。
- 2.非金銭報酬等（株主価値向上連動型株式報酬）の内容は、当社の株式（ストックオプション）であり、指標等は、「⑥ イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。
- 3.取締役の金銭報酬の額は、2001年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。また、社外取締役の報酬は、その役割と独立性から、固定報酬のみで構成されており、個人別の報酬額は取締役会で決定します。
- 4.取締役の金銭報酬とは別枠で、2015年6月10日開催の第20回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の額として、年額100百万円（うち社外取締役3百万円、但し、使用人分給与は含まない）以内、その個数は200個（うち社外取締役は6個）以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は3名）です。
- 5.監査役の金銭報酬は、2001年6月28日開催の第6回定時株主総会の決議により年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。また、監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、職責に応じた固定報酬のみで構成されており、個人別の報酬額は監査役の協議で決定します。
- 6.取締役会は、（任意の）指名報酬委員会に対し、社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬や非金銭報酬について評価配分の答申を求めています。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 秋岡賢治	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。食肉加工会社元役員の経験から、取締役会では専門的な立場、視点から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な発言をし、適切に役割を果たしております。
社外取締役 石森英生	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。食肉加工会社元役員の経験から、取締役会では専門的な立場、視点から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な発言をし、適切な役割を果たしております。
社外取締役 乾美恵子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての豊かな専門知識と実務経験から適切な発言を行い、役割を果たしております。
社外監査役 安井敏行	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また監査役会11回全てに出席いたしました。長年にわたる銀行での業務経験で培った知識と知見により、客観的かつ中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言をし、適切な役割を果たしております。常勤監査役として、他の社外役員に対して、情報の共有化を図り、他の社外役員が正確な判断ができるような役割を果たしております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 大西秀典	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、また、監査役会11回全てに出席いたしました。長年にわたり流通業の要職にあり、幅広い知識と豊富な知見を活かし、客観的かつ中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な発言を行い、適切な役割を果たしております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 尾田政勝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会11回全てに出席いたしました。元警察署署長の経験をもとに、企業統治の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言・役割を果たしております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 中條尚治郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、監査役会11回全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から適切な発言・役割を果たしております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役が、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ①当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社は、企業倫理及び法令遵守の徹底、内部統制システム強化を推進し、経営の健全性、効率性、透明性を確保し、企業価値の向上を目指します。
  - イ. 当社は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として、また当社グループの各部の部門長を部門別のコンプライアンス責任者として任命し、部門毎のコンプライアンス体制を構築します。
  - ウ. 当社は、経営理念に基づく行動指針として「法令遵守規定」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、当社の役員、パート・アルバイトを含むすべての従業員（以下、社員等という）に周知徹底させるとともに、定期的に研修を実施し、コンプライアンス意識の維持向上を図っています。
  - エ. 内部通報制度を整備し、その利用を促進し、当社における法令違反、不正行為等の早期発見、是正に努めます。
  - オ. 法令違反、不正行為等の行為が発見された場合は、関連規定に基づき、取締役会に報告のうえ、適正に処分します。
  - カ. 監査役及び内部監査室は連携し、当社における法令・定款違反、不正行為等を定期的に調査し、取締役会に報告し、取締役会は当社における法令違反、不正行為等の把握と改善に努めます。
- ②当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 当社は、情報の漏洩や不正使用防止のため、当社における情報セキュリティの維持、向上のための施策を継続して実施します。
  - イ. 取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告等の情報は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理するものとします。
  - ウ. 取締役は、上記の文書を常時閲覧し得るものとします。
- ③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、「リスク管理規程」に基づき、経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクを部門別に分類し、各部門のリスク管理体制を強化し、リスク発生の未然防止に努めるとともに、万一重大な事象が発生した場合には、損失又は不利益を極小化するための適切な措置を講じます。
- ④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 会社の意思決定方法は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役及び使用人が重要性に応じた意思決定を行い、職務執行を適正かつ効率的に行います。
- ア. 月例及び随時に開催される取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行います。
  - イ. 毎月1回開催の執行役員会議は、取締役会の決定に基づいて、会社の業務執行の現場責任者として、業績・業務の進捗状況等についての報告及び検証を行い、業務横断的に経営課題解決の議論を行います。
- 上記についての実効性を確保するため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等により、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、取締役及び使用人が適正かつ効率的な職務の執行を行い得る体制を構築します。

- ⑤当社グループの業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社グループの取締役及び使用人等に対し、当社の「コンプライアンス行動指針」に基づいた法令順守研修を行い、グループ一体となった法令順守意識の浸透に努めます。
  - イ. 「子会社管理規程」に基づき、グループ会社のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、状況に応じて、必要な管理を行います。また、内部監査室が各グループ会社の状況について、定期的に監査を行います。
  - ウ. 当社グループ各社は、各社の規程に従い、業務に関する定期的な報告、連絡を当社に対して行い、グループ全体の業務の健全性及び効率性の向上を図ります。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人は、その人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については、常勤監査役の同意を得たうえで決定し、取締役会からの独立性を確保するとともに、当該使用人は他部署の職務を兼務しないこととし、監査役の指揮命令に従うことで、監査役の指示の実効性を確保します。
- ⑧監査役への報告に関する体制  
当社グループの取締役及び使用人は、当社に損失を与える事項が発生、もしくは発生する恐れがあると判断した場合、また、当社グループの取締役及び使用人による違法もしくは不正行為を発見した場合は、遅滞なく監査役に報告します。
- ⑨前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループの取締役及び使用人から監査役への報告については、法令等により通報内容を秘密として保持し、当該報告者に対する不利益な取扱いを行いません。
- ⑩当社監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項  
当社監査役よりの職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求については、職務の執行に必要なないと証明できる場合を除き、速やかに処理を行う。
- ⑪その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、監査役による監査に対する理解を深め、監査役による監査の環境を整備するよう努めます。
  - イ. 監査役は、定期的に代表取締役との意見交換を行います。
  - ウ. 監査役は内部監査室との適切な情報交換、意思疎通を通じて、連携を図るなど、効果的な監査業務の遂行を図ります。
  - エ. 監査役は、必要に応じて取締役会、執行役員会議等の重要な会議に出席します。
  - オ. 監査役は、必要に応じて、監査法人、弁護士等専門家と意見交換を行い、その助力を得ることができます。

⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況

- ア. 当社グループは、「法令遵守規程」に“法令、社内規程等あらゆるルールを厳格に遵守し、反社会的行為や倫理にもとる行為を排除する”と規定しており、取締役、パート・アルバイトを含むすべての従業員が反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を理解し、その実践に努めます。
- イ. 社内での対応部署を管理本部総務部とし、必要に応じて警察、弁護士等専門機関と連携し、対応しております。
- ウ. 社員階層毎の研修を定期的に行い、「コンプライアンスマニュアル」等により、その理解、遵守の研修を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムに関して、以下のような取組みを行っています。

①内部統制システムに対する取組み

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を行っております。

②コンプライアンスに対する取組み

当社は社内規程、行動規範の整備を行い、定例開催の店長会議や社内研修を通じた啓蒙活動により、使用人へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。また、内部通報制度の窓口を設けており、通報後の情報については内部通報制度に基づいた厳格な管理、対応を行っております。

③リスク管理に対する取組み

当社は毎月1回開催される執行役員会議などにおいて、経営課題を報告するとともに各種リスクが顕在化した場合には、当該会議にて解決に向けた協議を行い、情報共有やその対応を図っております。

④監査役監査に対する取組み

監査役は取締役会等の重要な会議への出席のほか、業務執行に係る稟議書等の重要書類を閲覧し、当社グループの取締役会及び従業員から監査に必要な情報について随時報告を受けております。また、会計監査人、内部監査室等との情報交換を通じて緊密な連携を保ち、監査の実効性確保に努めております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化、株主利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。したがって、現時点では、特別な買収への対抗措置は導入いたしていません。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆様への適正な利益配分を実施するとともに、将来の事業拡大を実現するための内部留保の確保を行い、業績を勘案しながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。

2024年3月期の期末配当につきましては、当期業績、財政状態、今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株当たり50円とさせていただきたいと存じます。

**連結貸借対照表**  
(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,740</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,110</b>
現金及び預金	9,677	買掛金	1,406
預け金	300	短期借入金	300
売掛金	12	1年内償還予定の社債	45
商品及び製品	98	1年内返済予定の長期借入金	125
原材料及び貯蔵品	1,402	未払金及び未払費用	1,459
未収入金	975	未払法人税等	715
その他	273	契約負債	111
<b>固 定 資 産</b>	<b>14,496</b>	賞与引当金	135
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>7,805</b>	株主優待引当金	9
建物	4,030	その他	803
構築物	232	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,231</b>
機械及び装置	290	社債	30
車両運搬具	7	長期借入金	375
工具、器具及び備品	319	リース債務	241
土地	2,882	退職給付に係る負債	8
建設仮勘定	42	資産除去債務	506
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,332</b>	その他	69
ソフトウェア	13	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,341</b>
のれん	2,309	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	10	株 主 資 本	20,894
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>4,357</b>	資 本 金	2,473
長期貸付金	493	資 本 剰 余 金	2,426
繰延税金資産	1,356	利 益 剰 余 金	15,996
差入保証金	1,521	自 己 株 式	△1
投資不動産	293	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>20,894</b>
その他	692	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>27,236</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>27,236</b>		

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

**連結損益計算書**  
(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	33,267
売上原価	12,888
販売費及び一般管理費	20,379
営業利益	18,157
営業外収益	2,221
受取利息	3
受取料	35
受取賃料	17
受取その他	41
営業外費用	98
支払利息	3
支払損失	2
支払費用	2
経常利益	8
特別利益	2,311
固定資産売却益	19
受取保険金	0
特別損失	19
固定資産除却損	34
減損	261
賃貸借契約解約損	8
その他	6
税金等調整前当期純利益	310
法人税、住民税及び事業税	2,020
法人税等調整額	699
当期純利益	712
親会社株主に帰属する当期純利益	1,307

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

**連結株主資本等変動計算書**

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日 期 首 残 高	2,473	2,426	15,168	△1	20,066
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△479		△479
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益			1,307		1,307
自己株式の取得					
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	828	-	828
2024年3月31日 期 末 残 高	2,473	2,426	15,996	△1	20,894

	純 資 産 合 計
2023年4月1日 期 首 残 高	20,066
連結会計年度中の 変動額	
剰余金の配当	△479
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	1,307
自己株式の取得	-
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)	-
連結会計年度中の 変動額合計	828
2024年3月31日 期 末 残 高	20,894

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ・ 連結子会社の数 3社
  - ・ 連結子会社の名称 株式会社スエヒロレストランシステム  
株式会社杉江商事  
株式会社ニールック
- 上記のうち、株式会社ニールックについては、当連結会計年度に株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- イ 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社  
該当事項はありません。
  - ロ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社  
該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度に関する事項
- 連結子会社である株式会社スエヒロレストランシステム、株式会社杉江商事及び株式会社ニールックの決算日は2月末であります。決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。なお、3月1日から3月31日までの期間に発生しました重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- 棚卸資産  
評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- |          |         |
|----------|---------|
| ・ 原材料・商品 | 先入先出法   |
| ・ 製品     | 総平均法    |
| ・ 貯蔵品    | 最終仕入原価法 |
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また当社グループは事業用定期借地権上の建物については耐用年数を借地期間、残存価額を零とする定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 15年～31年 |
| 構築物       | 10年～20年 |
| 機械及び装置    | 8年～10年  |
| 工具、器具及び備品 | 3年～8年   |
- ロ 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
  - ハ 長期前払費用  
定額法を採用しております。

ニ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日より前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため貸倒引当金を計上しておりません。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に対応する額を計上しております。

ハ 株主優待引当金

当社グループにおいて、将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

ニ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年間の定額法により償却しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから短期間で受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

イ 飲食事業に係る収益認識

飲食事業においては、商品及び製品の販売を行っており、顧客への商品及び製品の提供時点で収益を認識しております。

ロ 自社ポイント

売上時に付与したポイントについては、将来において当社グループとして値引を行う義務を負っていることから、当該義務として契約負債を認識しており、ポイント使用又は失効により履行義務が充足された時点で、契約負債の認識の中止及び収益の認識をしております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の位置付けが5類に移行し、個人消費やインバウンド需要もあり、回復基調にあります。外食産業におきましては、需要回復の兆しがみられるものの、円安やウクライナ情勢の長期化を起因とした原材料価格の高止まりと、それに伴う物価上昇による消費者マインドの変化等、依然として不透明な状況が続いております。このような環境の中、当社グループの業績につきましては、おおむね回復基調にあるものの、先行きの不透明感もあると考えております。

このような仮定の下、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性等について、会計上の見積りを行っておりますが、当該仮定は不確実性が高く、影響が長期化した場合において、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (1) 繰延税金資産

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,356百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産の計上について、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。

また、繰延税金資産の回収可能性については、毎期見積りの見直し・再検討を行っておりますが、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みの変動により、繰延税金資産の取崩又は追加の計上が発生した場合、当期純利益に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 減損損失

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	7,805百万円
減損損失	261百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本にグルーピングしており、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗について減損の認識の判定を実施します。減損の認識の判定は、各資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フロー総額と、各資産グループの固定資産の帳簿価額の比較によって実施します。将来キャッシュ・フローは、各資産グループの主要な固定資産の残存耐用年数における売上高予測や原価率予測等の複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらの仮定は今後の外食業界の動向等に大きな影響を受けるため、将来キャッシュ・フローの見込みが大きく変動した場合、減損損失の追加計上により当期純利益に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記  
有形固定資産の減価償却累計額

12,019百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,848,800株	－株	－株	6,848,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ 2023年6月20日開催の第28回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 205百万円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月21日

ロ 2023年10月2日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 273百万円
- ・1株当たり配当金額 40円
- ・基準日 2023年9月30日
- ・効力発生日 2023年12月18日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
2024年6月18日開催の第29回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 342百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 50円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月19日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っておりますが、一部を銀行借入により調達しており、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。またデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、預け金、未収入金は、取引先の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間はおおむね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。当該リスクについては、経理規程等に従い取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、営業部及び経理部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

長期貸付金は主に土地所有者への建物建設に伴う資金であり、差入保証金は主に出店に伴う差入保証金であり、店舗建物所有者の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、経理規程等に従い取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、開発部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。

借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は流動性リスクにさらされておりますが、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)	長期貸付金	525	447	△78
(2)	差入保証金	1,521	1,336	△184
(3)	長期借入金	500	488	△12
(4)	リース債務	259	226	△33

(注) 1. 「現金及び預金」、「預け金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金及び未払費用」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 長期貸付金、長期借入金及びリース債務は、1年内の返済予定分を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルの内、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

		時価（百万円）			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)	長期貸付金	—	447	—	447
(2)	差入保証金	—	1,336	—	1,336
(3)	長期借入金	—	488	—	488
(4)	リース債務	—	226	—	226

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

事業に係る建設協力金であり、時価は将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率を基とした割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

事業に係る差入保証金であり、時価は将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率を基とした割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

事業に係る長期借入金であり、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基とした割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基とした割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	焼肉事業	焼鳥事業	レストラン事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	22,446	3,427	5,864	1,529	33,267
合計	22,446	3,427	5,864	1,529	33,267

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、居酒屋事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,051円10銭
(2) 1株当たり当期純利益	190円91銭

9. 減損損失に関する注記

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本にグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗について、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（261百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、売却や他への転用が困難な資産は零評価しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失（百万円）
東京都・神奈川県・埼玉 県・静岡県・愛知県	営 業 店 1 6 店 舗	建 物 等	261

減損損失の内訳は、次のとおりです。

固 定 資 産 の 種 類	減 損 損 失 （ 百 万 円 ）
建 物	221
そ の 他	39
合 計	261

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- 当該資産除去債務の概要  
店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。
- 当該資産除去債務の金額の算定方法  
使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数（主に15年～30年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に年0.37%～年2.17%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
- 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	443百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19百万円
新規連結子会社の取得に伴う増加額	59百万円
時の経過による調整額	5百万円
資産除去債務の履行による減少額	△21百万円
期末残高	506百万円

## 11. その他の注記

### 取得による企業結合

#### 1. 企業結合の概要

- ①被取得企業の名称及び事業の内容  
被取得企業の名称 株式会社ニュールック  
事業の内容 飲食業（焼肉、ホルモン・焼鳥業態等）
- ②企業結合を行った主な理由  
本件株式取得により、今後、横浜市エリアでの営業基盤を強化できること、また、同社の特色ある商品企画力を当社グループ各業態に投入し、シナジー効果を発揮したグループ商品開発力の更なる強化を図るとともに当社グループの一層の成長を目指してまいります。
- ③企業結合日  
2023年4月28日(みなし取得日は2023年5月31日)
- ④企業結合の法的形式  
株式取得
- ⑤結合後企業の名称  
名称に変更はありません。
- ⑥取得する議決権比率100%
- ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- ⑧連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間  
2023年6月1日から2024年2月29日まで

#### 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,259百万円
取得原価		2,259百万円

#### 3. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

- ①発生したのれんの金額  
1,835百万円
- ②発生原因  
シナジー効果による収益性向上によって期待される超過収益力であります。
- ③償却方法及び償却期間  
15年間にわたる均等償却

#### 4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,067百万円、	固定資産	593百万円、	資産合計	1,661百万円
流動負債	608百万円、	固定負債	628百万円、	負債合計	1,236百万円

**貸借対照表**  
(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,272</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,436</b>
現金及び預金	7,183	買掛金	1,071
預け金	278	リース債務	5
商品及び製品	62	未払金	225
原材料及び貯蔵品	793	未払費用	723
前払費用	147	未払法人税等	644
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	118	未払消費税等	412
未収入金	666	契約負債	70
その他	21	預り金	97
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,614</b>	前受収益	24
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,526</b>	賞与引当金	105
建築物	2,435	株主優待引当金	9
構築物	187	その他	46
機械及び装置	204	<b>固 定 負 債</b>	<b>490</b>
車両運搬具	2	リース債務	64
工具、器具及び備品	252	資産除去債務	298
土地	2,403	その他	126
建設仮勘定	39	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,926</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>17</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	8	<b>株 主 資 本</b>	<b>18,960</b>
その他	9	資本金	2,473
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>8,070</b>	資本剰余金	2,426
関係会社株式	4,749	資本準備金	2,426
長期貸付金	61	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>14,061</b>
関係会社長期貸付金	633	利益準備金	36
長期前払費用	87	その他利益剰余金	14,025
繰延税金資産	799	別途積立金	6,100
差入保証金	875	繰越利益剰余金	7,925
投資不動産	293	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1</b>
保険積立金	570	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>18,960</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>22,887</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>22,887</b>

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

**損益計算書**

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		22,813
売 上	原 価		9,030
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		13,783
営 業 外 収 益	利 益		11,986
受 取 利 息	受 取 賃 貸 料	17	
受 取 賃 貸 料	受 取 賃 貸 料	85	
受 取 賃 貸 料	受 取 賃 貸 料	11	
受 取 賃 貸 料	受 取 賃 貸 料	30	144
営 業 外 費 用	費 用		
不 動 産 賃 貸 費 用	不 動 産 賃 貸 費 用	2	2
特 別 利 益	特 別 利 益		1,938
固 定 資 産 売 却 益 金	固 定 資 産 売 却 益 金	6	
受 取 保 険 金	受 取 保 険 金	0	6
特 別 損 失	特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失 金	固 定 資 産 除 却 損 失 金	10	
減 損 損 失 金	減 損 損 失 金	172	
和 解 金	和 解 金	6	189
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益		1,755
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	599	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	△36	562
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益		1,192

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

**株主資本等変動計算書**

( 2023年 4 月 1 日から  
2024年 3 月 31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2023年4月1日 期首残高	2,473	2,426	2,426	36	6,100	7,211	13,348	△1	18,247
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△479	△479	△479
当期純利益						1,192	1,192		1,192
自己株式の取得									
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	713	713		713
2024年3月31日 期末残高	2,473	2,426	2,426	36	6,100	7,925	14,061	△1	18,960

	純 資 産 合 計
2023年4月1日 期首残高	18,247
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△479
当期純利益	1,192
自己株式の取得	-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	-
事業年度中の変動額合計	713
2024年3月31日 期末残高	18,960

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・商品・原材料 先入先出法  
・製品 総平均法  
・貯蔵品 最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。また、当社は事業用定期借地権上の建物については耐用年数を借地期間、残存価額を零とする定額法によっております。

（主な耐用年数）

建物 15年～31年  
構築物 10年～20年  
機械及び装置 8年～10年  
工具、器具及び備品 3年～8年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産 定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

##### ④ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日より前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため貸倒引当金を計上しておりません。

##### ② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に対応する額を計上しております。

##### ③ 株主優待引当金

当社において、将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから短期間で受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## ① 飲食事業に係る収益認識

飲食事業においては、商品及び製品の販売を行っており、顧客への商品及び製品の提供時点で収益を認識しております。

## ② 自社ポイント

売上時に付与したポイントについては、将来において当社として値引を行う義務を負っていることから、当該義務として契約負債を認識しており、ポイント使用又は失効により履行義務が充足された時点で、契約負債の認識の中止及び収益の認識をしております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

当社は、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関する情報は、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の位置付けが5類に移行し、個人消費やインバウンド需要もあり、回復基調にあります。外食産業におきましては、需要回復の兆しがみられるものの、円安やウクライナ情勢の長期化を起因とした原材料価格の高止まりと、それに伴う物価上昇による消費者マインドの変化等、依然として不透明な状況が続いております。このような環境の中、当社の業績につきましては、おおむね回復基調にあるものの、先行きの不透明感もあると考えております。

このような仮定の下、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性等について、会計上の見積りを行っておりますが、当該仮定は不確実性が高く、影響が長期化した場合において、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (1) 繰延税金資産

## ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	799百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

## (2) 減損損失

## ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	5,526百万円
減損損失	172百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9,138百万円
(2) 関係会社に関する（区分表示したものを除く）金銭債権及び金銭債務	
未収入金	13百万円
買掛金	151百万円
その他（固定負債）	107百万円
(3) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務	
金銭債権	1百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	877百万円
営業取引以外の取引	65百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	481株

### 6. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	44百万円
賞与引当金	32百万円
減価償却超過額	292百万円
減損損失	304百万円
資産除去債務	91百万円
その他	111百万円
繰延税金資産小計	876百万円
評価性引当額	△63百万円
繰延税金資産合計	812百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	13百万円
繰延税金負債合計	13百万円
繰延税金資産の純額	799百万円

#### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因

法定実効税率	30.6%
（調整）	
住民税均等割額等	3.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
税額控除	△2.2%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	325百万円	296百万円	15百万円	12百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	6百万円
1年超	5百万円
合計	12百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	10百万円
減価償却費相当額	9百万円
支払利息相当額	0百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

#### 8. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 スビロシステム	100%	資金の援助 固定資産 の賃貸 役員の兼任	資金の回収	118	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金	118
						関係会社 長期貸付金	633
				利息の受取 (注1)	14	-	-
				賃貸料の受取 (注2)	49	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。  
2. 近隣時価、近隣賃貸料を勘案して合理的に決定しております。

種 類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 K&Kコーポレーション (注1)	なし	土地の賃借 役員の兼任	賃借料の支払 (注2)	26	前払費用	2
						差入保証金	10

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役佐藤啓氏が議決権の100%を直接保有しております。  
2. 近隣時価、近隣賃借料を勘案して合理的に決定しております。

#### 9. 収益認識に関する注記

連結注記表「7.収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,768円65銭  
(2) 1株当たり当期純利益 174円17銭

### 11. 減損損失に関する注記

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本にグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗について、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（172百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、売却や他への転用が困難な資産は零評価しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失（百万円）
神奈川県・愛知県・静岡県	営 業 店 9 店 舗	建 物 等	172

減損損失の内訳は、次のとおりです。

固 定 資 産 の 種 類	減 損 損 失 （ 百 万 円 ）
建 物	150
そ の 他	22
合 計	172

### 12. 資産除去債務関係の注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要  
店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法  
使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数（主に15年～30年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に年0.37%～年2.17%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	299百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5百万円
時の経過による調整額	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	△10百万円
期末残高	298百万円

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社あみやき亭  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	後	藤	久	貴
代表社員 業務執行社員	公認会計士	大	国	光	大

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あみやき亭の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あみやき亭及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**  
 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**  
 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社あみやき亭  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 後 藤 久 貴  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 大 国 光 大  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あみやき亭の2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 連結計算書類の監査結果  
会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

株式会社あみやき亭 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 安 井 敏 行  
監 査 役(社外監査役) 大 西 秀 典  
監 査 役(社外監査役) 尾 田 政 勝  
監 査 役(社外監査役) 中 條 尚 治 郎

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆様への適正な利益配分を実施するとともに、将来の事業拡大を実現するための内部留保の確保を行い、業績を勘案しながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。2024年3月期の期末配当につきましては、当期業績、財政状態、今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株当たり50円とさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第29期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は342,415,950円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月19日といたしたいと存じます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

**第2号議案 取締役9名選任の件**

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	<p>佐藤 啓介 (1950年9月8日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1995年6月 当社設立 代表取締役社長                      2017年8月 当社代表取締役会長                      2020年4月 当社代表取締役会長兼社長                      2021年12月 当社代表取締役会長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）                      株式会社スエヒロレストランシステム 代表取締役会長                      株式会社杉江商事 代表取締役会長                      株式会社ニールック 代表取締役会長</p>	205,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      当社設立以来、代表取締役として経営の陣頭指揮を執り、当社経営全般においてリーダーシップを発揮し、企業価値向上に貢献してきました。企業経営者として豊富な経験・実績を有することから、当社の企業価値向上に必要な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>宮崎 卓也 (1955年3月11日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1979年4月 中央信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社                      2008年7月 同行執行役員本店営業第四部長                      2010年7月 同行常務執行役員名古屋支店長                      2015年5月 三井住友信託銀行株式会社専務執行役員                      2016年4月 同行顧問                      2017年4月 株式会社サンヨーハウジング名古屋（現 株式会社AVANTIA）常勤顧問                      2017年11月 同社専務取締役業務本部長                      2018年9月 同社専務取締役                      2021年6月 当社社外取締役                      2021年12月 当社代表取締役社長                      2023年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）</p>	600株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      長年にわたり銀行や事業会社の役員としての豊富な経験と実績を有しており、当社の企業価値向上に必要な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	ちぢわ やすし 千々和 康 (1957年9月15日生) <b>再任</b>	2003年12月 当社入社 2004年1月 当社経営戦略室長 2006年6月 当社取締役 2007年6月 当社取締役管理本部長 2009年11月 当社常務取締役管理本部長（現任）	2,700株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 管理部門の責任者として、経営戦略や危機管理においてリーダーシップを発揮してきました。その豊富な経験・実績から、当社の企業価値向上に必要な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	きとう ひろし 佐藤 裕士 (1972年11月17日生) <b>再任</b>	2003年12月 当社入社 2012年7月 株式会社スエヒロレストランシステム 取締役社長（現任） 2014年6月 当社取締役関東本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スエヒロレストランシステム 取締役社長 株式会社杉江商事 取締役社長 株式会社ニールック 取締役社長	600株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社関東営業本部長として、連結子会社社長及び関東地区の当社営業部門を統括し、リーダーシップを発揮してきました。当社の主要営業エリアの一つである関東地区での実績や経験から、当社の企業価値向上に必要な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	たけうち たかもり 竹内 隆盛 (1958年6月12日生) <b>再任</b>	1999年6月 当社入社 2002年3月 当社取締役管理本部長 2007年6月 当社取締役経理部長 2008年12月 当社取締役内部監査室長（現任）	11,800株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 内部監査室を所管し、当社の内部監査部門を長年にわたり担ってきました。業務監査を中心に実績や経験を有することから、当社の企業価値向上に必要な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
6	あき おか けん じ 秋 岡 賢 治 (1945年3月2日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1967年4月 プリマハム株式会社入社 2001年6月 同社取締役 2002年4月 同社常務執行役員営業本部長 2010年6月 当社社外取締役（現任）	ー株
	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 食肉関連会社元役員として培われた豊富な知見を有し、社外取締役として、食肉に対する専門的な知識、視点から取締役の職務執行に対する適切な監督、助言をいただくことを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、（任意の諮問機関である）指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的、中立的な立場で関与いただく予定です。		
7	いし もり ひで お 石 森 英 生 (1955年2月14日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1977年4月 米久株式会社入社 1991年5月 同社取締役原料本部長 1998年4月 同社常務取締役 2006年5月 同社専務取締役執行役員 2008年3月 株式会社時之栖入社 2015年3月 同社専務取締役執行役員 2021年1月 同社取締役退任 2021年6月 当社社外取締役（現任）	300株
	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 食肉加工会社元役員として、豊富な経営経験と食肉に対する高い知見を有しており、当社の持続的な企業価値向上に向けて社外取締役として適切な監督、助言をいただくことを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、（任意の諮問機関である）指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的、中立的な立場で関与いただく予定です。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
8	いぬい みえこ 乾 美恵子 (1983年2月16日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	2010年12月 弁護士登録 2011年1月 桜法律事務所入所 2014年7月 同所退所 2014年8月 U. I 総合法律事務所設立 共同代表 (現任) 2019年4月 岐阜県弁護士会副会長 (任期1年) 2022年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) U. I 総合法律事務所 共同代表	一株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 弁護士としての専門的な知見をベースに、独立した立場で当社の経営を監視・監督していただくことを期待しており、女性目線を活かした経営へ有益な助言も期待しております。また、同氏が選任された場合は、(任意の諮問機関である) 指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的、中立的な立場で関与いただく予定です。 なお、過去に社外役員となること以外の方法で、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			
9	ふじ い ゆ り 藤井 有里 (1978年5月4日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	2018年8月 当社商品開発アドバイザー 2023年8月 当社顧問 (現任)	19,200株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社、焼肉事業の商品開発ならびに新規出店に係る業態開発のアドバイザーを経験し、また、当社顧問として流行に敏感な女性などの一般消費者の視点を生かした外食市場分析及びマーケティング戦略を踏まえた商品開発ならびに業態開発業務の経験を有しており、当社の企業価値向上に必要な人材として、取締役候補者いたしました。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.秋岡賢治氏、石森英生氏及び乾美恵子氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.秋岡賢治氏、石森英生氏及び乾美恵子氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって秋岡賢治氏が14年、石森英生氏が3年、乾美恵子氏が2年となります。
- 4.当社は秋岡賢治氏、石森英生氏及び乾美恵子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度としており、秋岡賢治氏、石森英生氏及び乾美恵子氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
- 5.当社は、秋岡賢治氏、石森英生氏及び乾美恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

**第3号議案 監査役2名選任の件**

社外監査安井敏行氏及び大西秀典氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>おおにし ひでのり 大西 秀典 (1947年2月8日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>社外</b></p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1969年3月 株式会社西川屋チェーン(現ユニー株式会社)入社</p> <p>1997年1月 ユニー株式会社中京本部中運営部長</p> <p>1999年5月 株式会社サン総合メンテナンス代表取締役</p> <p>2007年6月 当社常勤監査役</p> <p>2009年6月 当社社外監査役(現任)</p>	500株

**【社外監査役候補者とした理由】**

長年大手企業のバイヤー、部長職を歴任され、特に食品分野及び店舗運営に深い造詣を有しており、社外監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、過去の豊富な経験を活かした当社発展のための有効な助言をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、(任意の諮問機関である)指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的、中立的な立場で関与いただく予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	<p>みずの あきひこ 水野 昭彦 (1955年9月7日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p><b>社外</b></p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1979年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社</p> <p>2002年10月 同社明石支店長</p> <p>2004年10月 同社渋谷支店長</p> <p>2006年7月 ニチハ株式会社総務部部長</p> <p>2008年4月 同社執行役員市場開発部担当</p> <p>2008年10月 同社執行役員市場開発部長</p> <p>2011年4月 同社執行役員営業本部副本部長</p> <p>2012年4月 同社執行役員総務部長、法務室長</p> <p>2014年4月 同社上席執行役員総務部長、法務室長</p> <p>2016年4月 同社上席執行役員</p> <p>2016年6月 同社常勤監査役（現任） （2024年6月開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって退任予定）</p>	一株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>銀行及び住宅用建材の大手メーカーの業務経験を通じて培った幅広い見識に基づき、客観的な立場から、社外監査役として当社のガバナンスや当社における監査の実効性を高めていくための有効な助言をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、（任意の諮問機関である）指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的、中立的な立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.大西秀典氏及び水野昭彦氏は、社外監査役候補者であります。
- 3.大西秀典氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって17年となります。
- 4.当社は、監査役候補者大西秀典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、水野昭彦氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5.当社は、大西秀典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、水野昭彦氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

### 取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制を確立するため、幅広い事業経験及び多岐にわたる高度な専門性、知識を有する取締役・監査役を選任しております。第2号議案及び第3号議案が原案通り承認されますと、当社の取締役会及び監査役会の構成並びに経験と専門性は次の通りとなります。

氏名	役職	属性	経験業務・知識等							
			企業経営	当事業に関する知見	営業・マーケティング	経営企画・事業企画	財務会計	人事・人材開発	法務・コンプライアンス	ガバナンス・リスク管理
佐藤 啓介	代表取締役会長		●	●	●					
宮崎 卓也	代表取締役社長		●	●	●	●			●	●
千々和 康	常務取締役		●	●		●	●	●	●	●
佐藤 裕士	取締役		●	●	●					
竹内 隆盛	取締役						●			●
藤井 有里	取締役			●	●					
秋岡 賢治	社外取締役	○	●	●						
石森 英生	社外取締役	○	●	●						
乾 美恵子	社外取締役	○							●	●

(注) 1.属性の○は、社外役員。◎は、独立社外役員。  
2.上記の表は、各役員の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	役職	属性	経験業務・知識等							
			企業経営	当事業に関する知見	営業・マーケティング	経営企画・事業企画	財務会計	人事・人材開発	法務・コンプライアンス	ガバナンス・リスク管理
大西 秀典	社外監査役	◎	●				●			
尾田 政勝	社外監査役	◎							●	●
中條 尚治郎	社外監査役	◎					●			●
水野 昭彦	社外監査役	◎			●		●		●	●

(注) 1.属性の○は、社外役員。◎は、独立社外役員。  
2.上記の表は、各役員の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬の件

##### 1. 提案の理由

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2001年6月28日開催の第6回定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、また、2015年6月10日開催の第20回定時株主総会において、かかる金銭報酬の別枠にて、取締役に対する報酬として年額100百万円（うち社外取締役3百万円。ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認いただき今日に至っております。

このたび、当社の取締役（社外取締役を除く）が、当社の業績や株式価値との連動性を強め、株主の皆様と一層の価値共有をはかることで、業績向上と企業価値向上への貢献に対する意欲や士気を高めるため、また、新株予約権の付与を具体的に実施するにあたり2021年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」等による総会決議事項の明確化に対応するため、上記趣旨から社外取締役へのストック・オプションにかかる報酬制度を廃止した上で、金銭報酬枠とは別枠で改めて、取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

##### 2. 議案の内容

本件ストック・オプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストック・オプション」であり、当社の取締役の貢献度等を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告19頁以下に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。なお、かかるストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、現在の取締役は8名（うち、社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されました後の取締役は9名（うち、社外取締役3名）となり、本制度の対象となる取締役は6名となります。

3. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、200個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は20,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後40年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
- ② 上記(5)の期間内において、新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、上記①にかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者(その相続人を含む。)が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

<メモ>

招集通知

事業報告

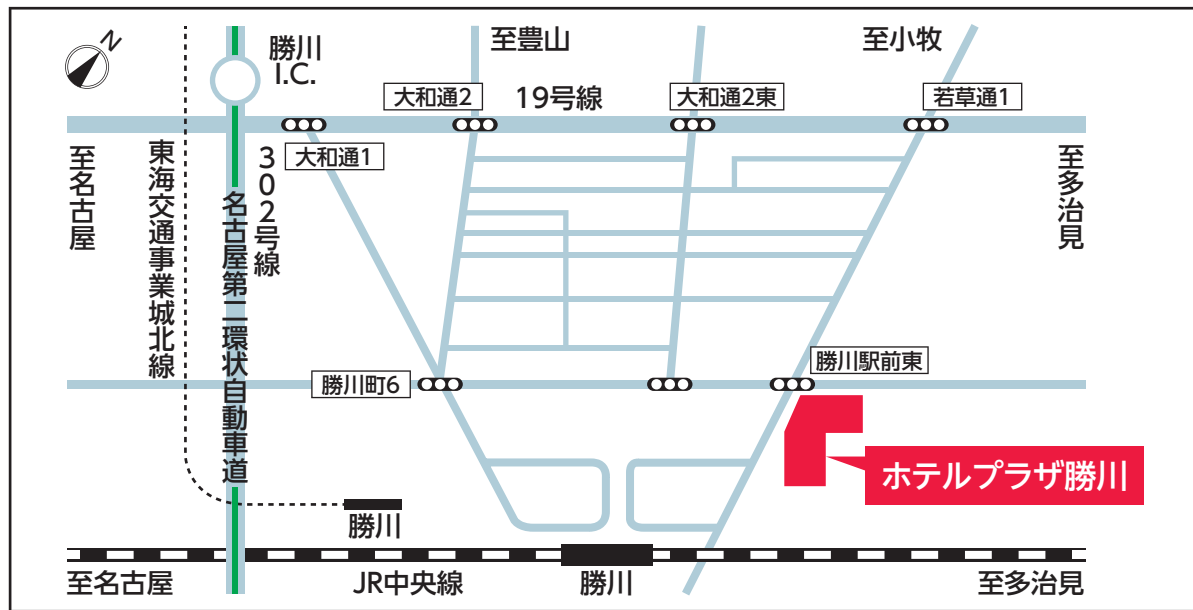
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主総会会場ご案内図

会場 愛知県春日井市松新町一丁目5番地  
ホテルプラザ勝川 2階 「さくら」



### <交通のご案内>

交通 JR中央線「勝川駅」すぐ前  
当日は駐車場のご用意がありませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

